

令和6年度

簡易水道事業特別会計予算書

沖縄県与那国町

議案第 12 号

令和 6 年度 与那国町簡易水道事業特別会計予算

(総 則)

第 1 条 令和6年度与那国町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	1,009 戸
(2) 年 間 総 配 水 量	448,480 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	1,229 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	管路建設工事 112,330 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、財務支援業務等の費用に充てるため 4,500 千円を借り入れる。

	収	入
第 1 款 簡 易 水 道 事 業 収 益	226,874 千円	
第 1 項 営 業 収 益	37,501 千円	
第 2 項 営 業 外 収 益	189,373 千円	
	支	出
第 1 款 簡 易 水 道 事 業 費 用	242,912 千円	
第 1 項 営 業 費 用	231,043 千円	
第 2 項 営 業 外 費 用	9,969 千円	
第 3 項 特 別 損 失	1,500 千円	
第 4 項 予 備 費	400 千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 30,511 千円は引継金 30,511 千円で補填するものとする。)

	収	入
第 1 款 資 本 的 収 入	140,007 千円	
第 1 項 企 業 債	49,400 千円	
第 2 項 補 助 金	90,467 千円	
第 3 項 負 担 金	140 千円	
	支	出
第 1 款 資 本 的 支 出	170,518 千円	
第 1 項 建 設 改 良 費	116,750 千円	
第 2 項 企 業 債 償 還 金	53,668 千円	
第 3 項 予 備 費	100 千円	

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ48,236千円及び87,437千円である。なお、特例的支出中、簡易水道施設整備事業等の費用に充てるため52,200千円を借り入れる。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	千円 53,900	証書借入	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め40年以内。 償還方法は、元利均等又は元金均等等の方法により償還する。ただし町財政の都合により、措置期間であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,078千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、116,479千円である。

令和 6 年 3 月 11 日 提 出

沖繩県与那国町長 糸数 健一